### 下水道使用料賦課漏れについて(報告)

#### 1 経過

平成22年4月、県内他自治体における下水道使用料賦課漏れの報道発表を受けて、同年5月から、本市での下水道使用料賦課漏れの有無について調査を進め、平成23年6月に調査結果を公表しました。

原因は、担当職員の審査・入力等のミス、下水道敷設後の水道メーター増設の把握漏れ、無届工事などによるものでした。再発防止のために、申請書類の変更や二重チェックの実施等対策を講じました。

また、時効の対象とならないお客様全員を訪問し、お詫びと請求が漏れていた使用料について納付を お願いしました。平成23年度末で8割のお客様にご承諾をいただきましたが、まだ承諾をいただいてい ないお客様については引き続き、ご承諾をいただけるように努力しています。

### 2 調査結果

# 建物の使用区分別賦課漏れ金額等

区分	棟数	延契約件数等 ※1		時効等金額 ※2	請求件数等	
		件数	賦課漏れ算定額 (①)	(2)	件数	請求金額 (①-②)
一般住宅	226 棟	282 件	75, 546, 808 円	37, 689, 760 円	239 件	37, 857, 048 円
集合住宅	36 棟	225 件	23, 103, 502 円	12,018,020 円	129 件	11,085,482円
事業所等	80 棟	127 件	76, 819, 700 円	46, 865, 346 円	102 件	29, 954, 354 円
合 計	342 棟	634 件	175, 470, 010 円	96, 573, 126 円	470 件	78, 896, 884 円

各金額は、下水道使用料の算定の基礎となる水量データがある平成6年度以降の数値から算出。

- ※1「延契約件数」とは、平成6年度以降の賦課漏れしていた契約者の総数
- ※2「時効等金額」とは、地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効(5年)の規定により債権が消滅 した金額と契約者の死亡等により請求が不可能なものの金額の合計金額

### 3 賦課漏れしていたお客様への対応

### 現在の折衝状況等

#### ① 折衝状況

*****								
	前回審議会報告 (H24.1.17 現在)		平成 24 年 7 月 9 日現在					
	(П24.1.	11 5亿1年)						
区 分	件数	割合	件 数	割合(件数)	金額	割合(金額)		
納付承諾済	376 件	80.0%	385 件	81.9%	55, 650, 240 円	70. 5%		
折衝中	94 件	20.0%	71 件	15. 1%	20, 494, 280 円	26. 0%		
死亡・行方不明等	_	_	14 件	3.0%	2, 752, 364 円	3. 5%		
合 計	470 件	100.0%	470 件	100.0%	78, 896, 884 円	100.0%		

# ② 納付承諾済者の納付方法の状況(平成24年7月9日現在)

区 分	件数	納付承諾額	納入金額
一括納付	179 件	18, 474, 863 円	18, 450, 715 円
分割納付	206 件	37, 175, 377 円	11,625,347円
合 計	385 件	55, 650, 240 円	30,076,062 円

※納付の依頼に当たっては、お客様の事情を十分にお聴きし、分割納付にも対応している ※分割期間は、基本的には3年以内としているが、必要に応じて柔軟に対応している